

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年5月2日

京都市長 門川大作

京都市規則第 8 号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第15条土木管理部の款土木管理課の項第15号及び道路明示課の項第7号並びに自転車政策推進室の款第2号及び第5号中「土木事務所」を「土木みどり事務所」に改め、同条みどり政策推進室の款第3号中「大規模改修工事」を「大規模改修」に改め、同款第4号中「文化市民局」の右に「、産業観光局」を加え、同款第7号中「の管理及び植樹」を「に関する事務の統轄」に改め、同号ただし書を削り、同款第13号を削り、同款第14号中「(地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に管理させる区域に限る。)」を削り、同号を同款第13号とし、同款第15号を同款第14号とする。

附 則

この規則は、令和5年5月8日から施行する。

(行財政局人事部人事課)